

宇部市多文化共生フェスタ開催業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、宇部市(以下「市」という。)が実施する「宇部市多文化共生フェスタ開催業務」を受託する者(以下「受託者」という。)を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 宇部市多文化共生フェスタ開催業務
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約日から令和6年12月27日(金)まで
- (4) 契約上限額 1,500,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「応募者」という。)は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる民間企業、NPO法人及びその他の法人又は法人以外の団体(共同企業体も可)であり、委託事業を適切に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の各項に該当しない者であること。
- (2) 市における競争入札の参加を制限されない者であること。
- (3) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続をしていないこと。

4. 応募者の公募手続

(1) 募集要領の配布

市ウェブサイトにて配布しますので、様式をダウンロードして入手してください。

宇部市公式ウェブサイト(ウェブ番号 1022953)

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_shigoto/boshu_nyuu_satsu/1022953.html

(2) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 共同企業体構成書(様式1-2) ※必要に応じて
- ③ 会社概要(様式2)
- ④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式3)

- ⑤ 応募用紙(様式4)
- ⑥ 企画書(様式5)
- ⑦ 業務実施体制調書(様式6)
- ⑧ 統括責任者の経歴書(様式7)
- ⑨ 業務実績書(様式8)
- ⑩ 安全面对策調書(様式 9)
- ⑪ 参考見積書(任意様式)※経費内訳も記載すること
- ⑫ 事業スケジュール(任意様式)
- ⑬ 応募者の特性等を示す概要書(パンフレット(概要)、組織図等)

(3) 提出部数

正本1部、副本 4 部(副本は複写可)

(4) 留意事項

- ① 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。
- ② この手続の応募者が、市の業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合、又は企画提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手方とすることが不適当と認められる場合、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合があります。
- ③ 提出された書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。ただし、市は提出された書類の全部又は一部を宇部市情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- ④ 市が受理した企画書等は返却しません。

5. 質問及び回答

募集要領や業務内容に関する質問を以下のとおり電子メールで受け付けます。

- ・受付期間 令和6年7月11日(木)午前8時30分から令和6年7月16日(火)午後5時までに必着
- ・提出書類 質問書(別紙様式 10)
- ・提出先 kokusai@city.ube.yamaguchi.jp
※お手数ですが、メール送信後、確認の電話連絡をお願いします。
- ・回答期日 令和6年7月18日(木)
※受け付けた質問に対する回答は、ウェブサイト上で公表します。
ただし、簡易な質問等については、ウェブサイト上では回答を掲載せず、電話等により個別に回答します。

6. 参加表明書等の提出

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、FAX 又は電子メールにより、以下の書類を提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「宇部市多文化共生フェスタ開催業務」として、受信確認のため、送信した際は、その旨を電話連絡すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
共同企業体構成書(様式1-2) ※必要に応じて

② 会社概要(様式2)

貴社のパンフレット(概要)、組織図等があれば添付すること。

③ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式3)

(2) 提出期限

令和6年7月22日(月) 午後5時までに必着

(3) 提出先

「15.問合せ及び書類提出先」に同じ

7. 企画提案書の提出

参加表明書等を提出した者は、持参又は郵送により、以下の書類を各5部(正本1部、副本4部) A4 フラットファイルに綴じて提出すること。(副本は複写可)

なお、郵送の場合は封筒の表に「宇部市多文化共生フェスタ開催業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 共同企業体構成書(様式1-2) ※必要に応じて
- ③ 会社概要(様式2)
- ④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式3)
- ⑤ 応募用紙(様式4)
- ⑥ 企画書(様式5)
- ⑦ 業務実施体制調書(様式6)
- ⑧ 統括責任者の経歴書(様式7)
- ⑨ 業務実績書(様式8)
- ⑩ 安全面对策調書(様式 9)
- ⑪ 参考見積書(任意様式)※経費内訳も記載すること
- ⑫ 事業スケジュール(任意様式)
- ⑬ 応募者の特性等を示す概要書(パンフレット(概要)、組織図等)

(2) 提出期限

令和6年8月2日(金) 午後3時までに必着

(3) 提出場所

「15.問合せ及び書類提出先」に同じ

※持参の場合、午前8時30分から午後5時まで(最終日を除く)

(ただし、土日祝日は除く)

8. 受託候補者の選定

宇部市多文化共生フェスタ開催業務に係る業者選定委員会(以下「委員会」という。)による審査で選定します。

・審査期間 令和6年8月5日(月)から8日(木)

・審査方法 委員会にて、審査基準に基づいた審査を行い、受託候補者を選定します。提案内

容等に基づく総合点数(満点)は 100 点とします。評価点の平均点が 60 点以上を得た者の中から、もっとも評価点が高い提案者を受託候補者とします。また、評価点が2番目に高い提案者を次点者とします。なお、応募者が1者であった場合、評価点の平均点が 60 点以上であれば受託候補者とします。

9. 審査基準

審査における評価項目と配点は下記のとおりです。

評価する内容	審査する仕様書の項目	配点
基本コンセプト	● 地域住民が多文化共生について、理解を深めることができる内容となっているか。 ● 外国人住民が参加しやすい内容となっているか。 ● 日本人住民と外国人住民が交流できる内容となっているか。	30
企画内容の工夫・独創性	● 多くの来場者が見込める内容となっているか。 ● 会場の規模等を踏まえた実効性のある適切な計画となっているか。 ● 仕様書で示された業務内容のほか、独自の企画提案がされているか。	30
警備・誘導計画	● 業務を安全に進めるために適切な人員が配置され、効果的な誘導・警備計画や連絡体制の確保ができているか。	20
実施体制及びスケジュール	● 市や関係機関との連絡調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制やスケジュールとなっているか。 ● 業務実施に必要なスキルを有した人員を配置しているか。 ● 過去に、同種又は類似の事業実績を有するか。	20

10. 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効又は無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ② 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 応募書類の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法(明治40年法律第45号)に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑥ 応募資格を満たしていないと認められる場合
- ⑦ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ⑧ その他、市があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

同応募者が複数の提案書を提出することを禁じます。

(3) 辞退

参加表明書等又は企画提案書を提出した後に辞退する際には、令和 6 年 8 月 2 日(金)午後 3 時までには辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) その他

応募者は、参加表明書等の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります

11. 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた全ての応募者に対して郵送で通知します。(8月中旬予定)

※受託候補者として決定されなかった応募者は、通知書を送付した日の翌日から起算して 7 日以内(休日を含まない)に、書面(様式自由。ただし A4 判とする。)により、宇部市長にその理由についての説明を求めることができます。なお、回答は書面により行います。

12. 受託者の決定・契約締結

(1) 仕様書の協議等

契約時の仕様は受託候補者が提案した内容を基本としますが、一部変更する場合があります。受託候補者と市が仕様を調整し、確定した上で契約を締結します。

(2) 契約金額の決定

契約金額は仕様の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し、決定します。

(3) その他

受託候補者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4の各項のいずれかに該当することとなった場合や交渉の結果契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

13. 業務実施上の注意点

(1) 2に掲げる業務の委託を受けた受託者は、本業務を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を1名配置すること。また、統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事業管理を行うこと。

(2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに問題解決を図ること。

14. スケジュール

業務、選定、契約等のスケジュールは以下のとおりです。

項目	日程
プロポーザル公募開始	令和6年7月11日(木)
質問書受付期限	令和6年7月16日(火) 午後5時必着
質問書回答期限	令和6年7月18日(木)
参加表明書受付期限	令和6年7月22日(月) 午後5時必着
参加資格決定通知	令和6年7月23日(火) 予定
企画提案書受付期限	令和6年8月2日(金) 午後3時必着
企画提案審査	令和6年8月5日(月)～8日(木)
受託者の決定	令和6年8月9日(金) 予定
契約締結	令和6年8月中旬 予定

15. 問合せ及び書類提出先

宇部市 観光スポーツ文化部 観光交流課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836(34)8136

F A X 0836(22)6083

電子メール kokusai@city.ube.yamaguchi.jp